(b)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十八年一月十五日にレイキャビクで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
北川靖彦

アイスランドのために
グドゥロイグル・トール・トールダルソン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びアイスランドは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第二条1の規定に関し、同条1(a)(i)に規定する「国税である所得税」とは、個人所得税、法人所得税、資本所得税及び特別金融活動税をいう。

2　条約第四条1の規定に関し、ある者は、一方の締約国の租税に関する法令に規定する租税の免除の要件を満たすことによってその所得の全部又は一部が当該一方の締約国において租税を免除される場合においても、当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者であることが了解される。

3　条約第二十五条5の規定に関し、

(a)　両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、条約第二十五条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b)　仲裁のための委員会は、次の規則に従って設置される。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である三人の仲裁人によって構成される。

(ii)　各締約国の権限のある当局は、いずれかの締約国の国民であるか否かを問わず、一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii)　いずれの仲裁人も、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び仲裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。

(iv)　両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v)　各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自国の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c)　両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d)　仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii)　仲裁決定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）によって当該仲裁決定がいずれかの締約国の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によって無効とされる場合には、仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(b)(iv)及び(v)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

(e)　仲裁のための委員会がある事案の決定を両締約国の権限のある当局及び当該事案について仲裁の要請を行った者に対して送付するまでに当該事案が次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する条約第二十五条に基づく手続は、終了する。

(i)　両締約国の権限のある当局が、条約第二十五条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii)　当該者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii)　仲裁手続中に、当該事案についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f)　仲裁の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であって当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対して、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(g)　条約第二十五条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十八年一月十五日にレイキャビクで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
北川靖彦

アイスランドのために
グドゥロイグル・トール・トールダルソン

総務大臣　野田　聖子
外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三